

## 令和4年度キャンプ桑江南側地区土地買取申出要項

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第十五条の規定による、地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出についての要項を次のとおり定める。

1 対象地区 キャンプ桑江南側地区

2 土地を買取る目的 緑地・公園用地、駐車場用地及び広場用地確保の為

※土地の総取得面積については、平成26年度から令和6年度までの11年間で約96,000㎡を予定しており、次年度以降も原則北谷町が定める期間内において随時申出を受け付けます。

3 土地買取り条件

(1) 北谷町に土地の買取りを希望する方

(2) 現況が概ね平坦な土地をお持ちの方

※1 抵当権等の所有権以外の権利が設定されている土地であっても申出はできますが、契約までに抹消する必要があります。

※2 共有名義土地の場合、所有者全員が申出に同意していただくか、全員が申出に同意していただけない場合は、土地を分筆（共有物分割）していただく必要がありますので、申出前に担当窓口へご相談ください。

※3 現況が斜面緑地である土地については、今回の買取対象地から除かせていただきますので何卒ご了承ください。詳しくは担当窓口までお問合せ下さい。

※4 登記上の地目が「墓地」の方は状況を確認させていただく必要がございますので、申出前に一度担当窓口へご連絡ください。

(3) その他

①令和4年度軍用地料（前金払い分）につきましては、契約日を基準に本町と軍用地料を按分し、土地売買代金から相殺いたします。

②令和4年度固定資産税につきましては、課税基準日（1月1日）時点の所有者に課税されるため、本町との土地売買契約日に係わらず全額お支払いしていただくことになります。

4 申出受付期間 : 令和4年8月1日（月）～ 令和4年9月20日（火）

5 申出必要書類等

(1) 土地買取希望申出書

(2) 「令和4年度 土地賃借料算定調書及び土地明細書」（軍用地料支払い明細書）

6 申出書提出・お問合せ先

北谷町役場 総務部 企画財政課 跡地利用推進係

TEL：936-1234（内線1321・1322）